

平成最後の月となりました。5日清明、20日穀雨、29日昭和の日
30日 退位の日 27日からGW 10連休

1. April 改正情報・案内

- ① 介護保険料率が3月に改定→4月給与で変更(通常のパターン)
- ② 働き方改革関連法の施行開始4月1日
 - (1) 時間外労働の上限規制(中小企業は2020.4~)
 - (2) 年次有給休暇の年5日取得義務
 - (3) 高度プロフェッショナル制度の創設
 - (4) フルタイム制の見直し・・・清算期間の上限を1ヶ月から3ヶ月に延長
 - (5) 長時間労働者の医師面接指導の見直し(労働安全衛生法)
 - (6) 労働時間の状況の把握の実効性確保(労働安全衛生法)管理監督者含むすべての労働者
 - (7) 勤務間インターバル(努力義務)
- ③ 入管法改正 新在留資格「特定技能」技能実習1号、2号。14業種。
- ④ 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度の施行
- ⑤ 事務組合愛知中央SR経営労務センターにご加入の事業所様は、労働保険の年度更新の手続きの時期となり書類関係の締切はGW明けの予定です。ご協力よろしくお願い致します。
- ⑥ 3月18日付で雇用保険の基本手当日額が変更されました。不適切な毎月勤労統計の発覚に伴い、毎年度改定している自動変更対象額等を修正して、改定をするというものです。追加給付される場合があります。詳しくは <https://www.mhlw.go.jp/content/000489683.pdf>



※(労使折半料率) 健康保険 **49.5**(愛知)/1000、介護保険 **8.65**/1000
厚生年金保険 **91.5**/1000 雇用保険 **3**/1000(建設業 **4**/1000)

4. 名言名句

「秤(はかり)は自分のなかにある。それで自分なりに秤を使いながら、自分の限界を見ながら、ちょっと超えていくということを繰り返していく。そうすると、いつの日か「こんな自分になっているんだ」という状態になって。だから、少しずつの積み重ねが、それでしか自分を超えていけないというふう思うんですね。」

(イチローの引退会見での言葉)

3. 法改正等ワンポイント 70歳到達時における資格喪失等の手続きが変更

- ① 厚生年金保険の適用事務にかかる事業主等の事務負担の軽減を図るため、厚生年金保険法施行規則の一部が改正され、平成31年4月から、在職中に70歳に到達し、70歳到達日以降も引き続き同一の事業所に使用される被保険者にかかる「厚生年金保険被保険者資格喪失届 70歳以上被用者該当届」(以下「70歳到達届」という。)の取扱いが、以下のとおり変更となります。

次の(1)及び(2)の両方の要件に該当する被保険者が、在職中に70歳に到達した場合は、日本年金機構において、厚生年金保険の資格喪失処理及び70歳以上被用者該当処理を行いますので、**事業主からの70歳到達届の提出が不要(届出省略)**となります。

- (1) 70歳到達日以前から適用事業所に使用されており、70歳到達日以降も引き続き同一の適用事業所に使用される被保険者。
 - (2) 70歳到達日時点の標準報酬月額相当額が、70歳到達日の前日における標準報酬月額と同額である被保険者。
- ② 70歳到達日時点の標準報酬月額相当額が、70歳到達日の前日における標準報酬月額と異なる被保険者については、引き続き70歳到達届の提出が必要です。事業主は、被保険者が70歳に到達した日

(誕生日の前日) から 5 日以内に、管轄の事務センター又は年金事務所へ、70 歳到達届を提出します。

4. 統計・情報



- ① 厚生労働省は、中小企業が残業時間を抑える目的で新規に従業員を雇用した場合に支給する助成金「働き方改革支援コース」を新設する。雇用保険法施行規則を改正し、4月から導入する。支給額は短時間労働者1人に40万円など。(3月11日)
- ② 法務省は、「特定技能」で働く外国人労働者の受入れに向け、企業側の支援内容を具体的に盛り込んだ運用要領を公表した。現金自動預け払い機(ATM)の使い方やごみの分別方法、喫煙のルールなど、日本の生活について8時間以上のガイダンスを行うことを義務付けた。また、外国人が住居を借りる際、企業が連帯保証人となるほか、1人あたり7.5平方メートル以上の部屋を確保することが義務付けられている。(3月21日)
- ③ 厚生労働省は、勤務医の労働時間問題の対策を進めるため、全国の病院を対象に、労働基準法に基づく勤務医の労務管理ができていないかを点検する。4月にも全国8千超あるすべての病院を対象に回答を求める。不適切な実態が明らかになった場合は、各都道府県に設置された「医療勤務環境改善支援センター」が対応を支援し、支援を受けても状況が改善しない場合は、労働基準監督署による指導を実施することも検討する。(3月18日)

④ 平成30年の初任給データ

2018(平成30)年産業、性、学歴別初任給(千円)

産業	男女計				男性				女性			
	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒
産業計(2018年)	238.7	206.7	181.4	165.1	239.9	210.1	182.9	166.6	234.2	202.6	180.4	162.3
産業計(2017年)	233.4	206.1	179.2	162.1	233.6	207.8	180.6	164.2	232.4	204.1	178.4	158.4
産業計(2016年)	231.4	203.4	176.9	161.3	231.7	205.9	179.7	163.5	229.7	200.0	175.2	157.2
鉱業、採石業、砂利採取業	256.8	223.1	205.7	166.3	256.7	229.0	205.7	167.3	257.5	214.2	-	144.3
建設業	233.4	214.6	190.5	172.3	232.8	217.1	191.4	173.3	236.4	207.4	186.5	162.0
製造業	233.9	205.2	179.7	164.3	233.9	205.3	181.7	165.2	234.0	204.9	175.8	161.5
電気・ガス・熱供給・水道業	229.2	201.2	180.4	163.2	229.2	200.0	181.4	163.3	229.0	204.8	177.5	161.9
情報通信業	235.3	215.8	188.7	164.6	235.9	216.9	192.7	165.0	233.1	213.9	179.9	164.0
運輸業、郵便業	231.8	198.6	182.2	168.5	232.2	202.0	184.2	168.5	230.2	195.1	179.7	168.3
卸売業、小売業	233.5	205.5	177.9	165.1	233.8	207.9	178.2	166.1	232.5	202.1	177.4	164.2
金融業、保険業	241.5	204.6	167.8	148.9	243.4	210.8	178.2	143.2	234.0	199.4	167.1	149.8
不動産業、物品賃貸業	238.6	210.6	183.3	169.3	245.4	216.4	184.9	173.3	224.9	202.6	182.2	164.9
学術研究、専門・技術サービス業	266.5	224.5	180.6	167.6	270.9	226.8	181.5	168.2	252.3	220.7	179.5	165.9
宿泊業、飲食サービス業	216.2	198.1	175.7	164.9	215.7	201.7	170.2	166.5	217.2	195.6	178.4	164.0
生活関連サービス業、娯楽業	207.3	206.1	177.1	167.8	198.0	209.6	177.1	165.4	217.8	203.0	177.0	168.4
教育、学習支援業	232.4	205.9	182.9	159.2	236.5	212.0	176.2	159.0	226.6	203.0	183.3	159.3
複合サービス業	184.1	182.9	163.8	153.9	184.2	183.0	160.4	153.9	181.4	182.8	165.0	153.9
サービス業(他に分類されないもの)	223.0	202.0	178.9	167.1	225.7	203.8	182.1	168.7	217.5	199.3	171.4	163.6

厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査結果(初任給)の概況」より作成

※厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査結果(初任給)の概況」

10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所のうち、有効回答を得た事業所の中で新規学卒者を採用した15,663事業所を対象に、初任給が確定している15,155事業所について集計したものです。なお、産業計の数値には、医療、福祉の分も含まれます。詳細は次の厚生労働省のサイトで確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/18/index.html>



win-win

新元号が発表されました! 「令和」「和」は使われるのではないかと予想していましたが、「令」は「おお~!」という感じ、「れいわ」・・・いい響きと思います。4月は印刷業者やハンコ業者の特需となるのか、ソフト業者も含めて大忙しとなることでしょう。来月からは新元号、当職の業界での行政手続窓口は、和暦での取り扱いは間違いないので、慣れていくしかありません。

今年のGWは中小企業でも10連休となる場所が多いと予想されます。逆にメーカーは5/5までの9連休と例年どおりで、1日少ない?ことにも、退位の日、即位の日は国民として厳かに過ごそうという雰囲気あるのではと勝手に思っております。(S)